

"Education"は「能力開発」である！
— "knowledge, etc. thus developed"の単語は？ —
"Education" is 「Nouryoku-Kaihatu」！
— What is the word "knowledge, etc. thus developed" ? —

田中 萬年
Kazutoshi Tanaka

1. はじめに

職業訓練について考察していく過程で、教育に関連する疑問が次々に出てきたが、究極的には「教育」の言葉に問題があるのではないかと考えた。その中でも、「教育」の英語とされている"Education"を対比してみると、両者の概念には大きな差異がある事が分かった^{[1][2]}。

戦後教育学をリードした大田堯も晩年に"Education"を「教育」としたのは過ちであった、としているが、それ以上の考察はしていない^[3]。また、鶴見俊輔が「教育」の再定義を試みているが^[4]、成功しているとは言えないし、語義の定義は知識人がするものではない。他の教育学研究者はこのことには殆ど触れていない^[5]。

ちなみに、全く概念が異なる"Education"と「教育」を同定した主要因としては、「教育勅語」を菊池大麓が"THE IMPERIAL RESCRIPT ON EDUCATION."と訳した「教育勅語官定英訳」が明治40年に公開された事^[6]が大きいと言える。それまでは、英語学者は自由に「教育勅語」を翻訳していたが、官定英訳交付以降はなくなったのである。ただ、日本駐在のイギリス記者は「教育勅語官定英訳」を紹介したが、タイトルはそのまま記したものの、内容の紹介では"Education"を使用していなかったことが注目される^[7]。

後述する福沢諭吉も「教育勅語官定英訳」が公開された以降は「教育」を批判していない。しかも、戦後の「教育勅語」の失効確認後も"Education"と「教育」との同定は解消されていないと言える。

つまり、わが国で発行されている英和辞典の殆どが"education"の訳として筆頭に「教育」を上げ、和英辞典の殆どが「教育」の訳の筆頭に"education"を上げている^[8]。そして、以下に詳説するように英文を紹介する翻訳では"Education"を殆どが上のような辞書のごとく「教育」を用いて読者をミスリードしているのである。

そこで、上のような問題を纏めて筆者は「"Education"は『教育』に非ず！」を発表した^[9]。ただ、それでは、「Education」の日本語への適訳は何か、という問題が生ずるが、このことについては明確には記していない。そこ

で、本稿ではその新たな疑問に応えるために、"Education"は「能力開発」とすることが適切であることを解明する。

2. "Education"を「教育」とする問題

2.1. 「世界人権宣言」の和訳は正しいか？

"Education"に関する国際的に重要な規定は「世界人権宣言」第26条の"Everyone has the right to Education"であろう。これを外務省は「仮訳」としながらも「誰もが教育を受ける権利を有する。」としている。この仮訳は今日でも変更はなく、これを殆どの研究者も利用しているが、筆者はこれを“官定和訳”と呼んでいる。

一方、「日本国憲法」第26条の「等しく教育を受ける権利」の政府公式訳は"All people shall have the right to receive an equal education..."である。

これらのことから、「世界人権宣言」の"Everyone has the right to education"と「日本国憲法」第26条の公式英訳の"All people shall have the right to receive an equal education..."が"receive"の有無にかかわらず同じ「教育を受ける権利」になることを日本政府は公認してことである。つまり、二つの異なった英文を同一にしていることになる。このようなわが国の認識は世界に通用するのだろうか。

ところで、ドイツのニュルンベルグ市は、戦前のナチスヒトラーの発祥の地という悪名を払拭するために、戦後には人権の街を宣言し、「人権通り」を開設した[1993年](図1(a))。「人権通り」には各国の人権に関する重要な標語を刻んだコンクリート柱が立っている。わが国の場合は「教育を受ける権利」が刻まれ、その上には標語のドイツ語訳が刻まれている(図1(b))。その訳の全体を示したのが図1(c)である^[10]。

政府公式訳の"the right to receive education"がドイツでは"RECHT AUF BILDUNG"と訳されていることになるが、この訳の意味は何だろうか。

ドイツ語の"auf"は英語の"receive"ではなく"to"である。一般に欧米語の訳の場合、日本語を直接に訳するよりも、欧米語同志で訳すと思われるが、何故にこのような意識



(a) 人権通り



(b) 日本の標語



(c) 日本の標語のドイツ語訳

図1 ドイツの「人権通り」にある人権に関する標語

になったのが不思議である。調べて見ると、上のドイツ語は、「世界人権宣言」のドイツ語訳である。つまり、日本語の「教育を受ける権利」はドイツ(世界)では理解出来ないため、「世界人権宣言」のドイツ語訳を柱に用いたのではないかと推測される。

柳父章は「翻訳とは、しょせん誤訳である」^[11]と述べたが、「世界人権宣言」の和訳がもし誤訳であるとすれば、そのような警句では済まないのではないだろうか。人権として重要な人の発達を保障する観念が世界と誤っているとすれば、これからの若者が世界に伍して立ち向かわなければならぬ時に、個人の立場が異なる感覚で外国人と対応しなければならぬからである。最も基本的な人権に関わる文意が日本だけ世界と異なっている、今後の国際化の時代に生きて行かねばならぬ若者を世界に送り出すことは悩ましいことである。

「教育勅語官定英訳」が出された経緯は、多様な「教育勅語」英訳が世に出て、混乱を避けるためにも統一することが望ましかったので公開された。

しかし、「世界人権宣言」の“官定和訳”はその疑いもなく、したがって混乱も無く教育研究者の資料集に受け継がれている。例外としては“to”の意識が「ついて」と「として」の二種出されているだけである。後者については三つの資料集が採用しているのみである^[12]。

2.2. 国際的動向の誤認

2021年には経産省が「リカレント教育」を唱道した。また、政府は昨2022年に「リスキリング」の推進を政策に掲げた。日本語で言えば「再技能化」だろう。いずれにも技術・技能の教育訓練を重視する、ということだろう。

“Recurrent Education”はスウェーデンが1968年に提唱し、2年後にOECDが重視した政策であった。これらは、70年代の技術革新に対応するため、労働者の“Lifelong Integrated Education”を進めようとした動きの一環であった。上の“Integrated”とは学校での学習期間が短かった人(早くから働いている労働者)に“Education”の機会を保障

しよう、との意味であった。

そのほか、“Adult Education”であったアメリカでは新たに“Career Education”が提唱され^[1971]、イギリスでは“Continuing Education”がそれまでの“Further Education”の他に新たに提唱され^[1972]、フランスでは「継続教育における成人教育」が提唱された^[1972]。

以上のような新たな提言は、主眼は労働者への(日本の言葉で言えば)再教育であるが、これらの“Education”は総て「能力開発」と考えることがその意味を表していると言える^[13]。

なお、ドイツで新たな成人教育の方針が出なかった背景は、実質的な労働者の“継続教育”として、マイスター資格取得支援制度が整備されていたためと推測する。

ところが、わが国では臨時教育審議会が「生涯学習」と意識して答申(昭和61年)し、いわゆる、カルチャー的学習が盛んになった。つまり、労働者への学習の保障という世界的な意図はわが国では看過されたのであった。

そして今、リスキリングやリカレント教育が叫ばれているが、漸く50年遅れの政策が主張されているのである。

2.3. マララさんの国連演説の誤紹介

日本人は英文の文章に“Education”が出ると直ぐに「教育を受ける権利」と紹介してしまう。殆どの和訳がその轍を踏んでいるが、この一例としてマララさんの演説を見てみよう。

マララさんは2014年のノーベル賞受賞式での演説で「教育を受ける権利」と言ったと殆どのマスコミが紹介したが、それは次のような演説だった。

“We all want to make sure that every child gets quality education.... I was also one of those girls who could not get education. I wanted to learn.”

上の訳を「教育を受ける権利」とすれば真意が全く伝わらなくなると言える。英文の“Education”には注意が必要なことが分かる。

2.4. "Ministry of Education"とは？

文部省は明治4年に設立されたが、今日でも「文部」が残っているように「文部」は棄てがたいようだ。

では英語名ではどうなっているかと調べると、文部省は何故か"Ministry of Education"であった。省庁統合の今日でも"Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology"のように、"Education"が生きている。

"Education"は「教育」のはずなのに不思議である。「教育部」なら分かるが、それは神祇省が改称して既に使用しており、意味が異なっていた^[14]ので使用できなかった。

3. "Education"は「能力開発」だ！

3.1. "Education"の理解

"Education"が「教育」では無いことを明確にしたのは中国であった。

後に初代文部大臣になる森有礼は1871(明治4)年にアメリカ公使であったが、アメリカに赴任すると、日本のあるべき教育を調査した。そのためアメリカの教育長官、議員、各大学長及び学界の著名人に学校の規定や教授の方法などについて質問状を出した。アメリカの人々は、喜んで森の質問に答えた。それはみな名言卓説であったので、森はそれらを一冊の"Education in Japan"^[15]にまとめてアメリカで出版し、本国政府に送った。

ところで、1896年に中国の広学会は中国語訳の『文学興国策』を出版した^[16]。この『文学興国策』と"Education in Japan"は全く関係ないように見える。ところが『文学興国策』の序文には、「此書爲日本前任駐美公使森君殷殷訪問而得之」と記されている。『文学興国策』は"Education in Japan"の翻訳本だったのである。当時の中国の知識人は"Education"を「文学」と考えられていた事が分かる。

「教育」に対しわが国で最初に異論を主張したのは福沢諭吉であった。周知のように福沢は1889(明治22)年に「学校は人に物を教うる所にあらず、ただその天資の発達を妨げずしてよくこれを発育するための具なり。教育の文字はなほだ穏当ならず、よろしくこれを発育と称すべきなり。かくの如く学校の本旨はいわゆる教育にあらずして、能力の発育にあり……我が国教育の仕組はまったくこの旨に違えりといわざるをえず。」と主張した^[17]。この福沢の主張は欧米の知識を基にしていたのは明らかである。

福沢は最初にアメリカに渡った1860年に、中浜万次郎の薦めでウェブスターを購入したという。さらに福沢は1861(文久元年)年には幕府派遣の一員としてヨーロッパにも渡った。この時は正規のメンバーであるため、支度金として400両を受けている。そのうち100両を母親に贈ったが、官費であったため金はほとんど不要で、多くは書物を買ったという。中でも辞書を重視したそうである。

福沢の「発育」は「教育」とは異なり、"education"を"develop"と定義した次に紹介するWEBSTERを参考にした言葉だと推測される。福沢の「発育」の提起は、WEBSTERで"develop"と定義した後の時期であるので、

十分にWEBSTERからの知見により提言したとする推測は成り立つと言える。

しかし、明治23年に「教育勅語」が下賜されると、福沢も「教育」の批判は行わなくなった。

では、福沢が参考にしたWebsterの定義を次にみてみよう^[18]。

3.2. WEBSTERにおける"education"の定義と変遷

WEBSTERは1806年を初版として、1900年までに51種の辞書が版を重ねている^[19]。その編集と発行には様々な編集者による系統があるようだ。今日でも、ウェブスターの多様な辞書だけを紹介したパンフレットがある。このことは、ウェブスター辞書の"Education"の定義も多様であり、変化する可能性があることを示している。その変化を見てみよう。しかし、その全ての版の定義を紹介するのは困難なので、重要な変化がある版だけを試訳として次に紹介しよう。なお、これらは全てロンドン版であり、卓上版である。

1848年版

しつけ(例えば、子供の)、指導、生活態度の育成。Educationは、理解(力)を啓発し、気質を矯正し、若者の生活態度、および習慣を育成して、将来の社会的地位[職業]に役立つようにする一連の指導や訓練のすべてを含む。子供達に、生活態度、技術(専門の)や科学についての、良いeducationは重要であり、宗教educationは欠くことが出来ない。このような義務をおろそかにする両親や保護者に、限りなく大きな責任がかかってくる。

1852年版

educatingの行為。種々の身体的、知的、倫理的能力を發展させ、高める行為。生活態度の育成、そして知性の改善。指導、教授、養育。

1856年版

しつけ(例えば、子供の)、指導、生活態度の育成。Educationは、理解(力)を啓発し、気質を矯正し、若者の生活態度および習慣を育成して、将来の社会的地位(職業)に役立つようにする一連の指導や訓練のすべてを含む。最も広い意味で、人間について、種々の身体的、知的、また倫理的能力を發展させ、高めることの学問(art)と定義される。したがって、それは身体的、知的、および倫理的educationの三部門に分けられる。(中略) 知的educationは、理解力を發展、向上させる方法、および、上に述べた三部門の教育が意図する、それぞれの部門の考え方を含む。(以下略)

1869年版

educatingの行為、または過程。特に若者について、人間の能力を引き出し、啓発すること。教授。養育。

"Education"の定義に、最初に"develop"が登場するのは

"Preface"から推測すると1849年版のようである。その前に、菅原氏が分析している系統を考慮して、1848年版の定義を先ず見てみよう。

その1848年版は、はじめに"bring up"と定義し、その解説がポケット版よりも詳しくなっているにすぎない。次いで、"to give"「与えること」の説明をしている。つまり、ポケット版と大同小異であることが分かる。

初めて"develop"が登場する1852年版では「発展させ、高める"developing and cultivating"「行為」(act)としている。その後、定義の変更はあるが、"develop"で解説している点については一貫している。

近年の『ウェブスター辞典』は次のように定義している。

2000年版

1. 特に正規の学校教育によって知識、技能、精神、性格などを形成し発展させる(developing)過程; 教えること(teaching); 養成すること(training)
2. このようにして形成された(developed)知識、能力など。
3. [a]学習施設における正規の学校教育 [b]その段階(例えば高校教育)
4. 教授と学習の方法と理論についての系統的研究

また、近年のWEBSTERのポケットブック版では次のように定義している^[20]。

educate vt. 1 to develop the knowledge, skill, or character of, esp. by formal schooling; teach 2 to pay for the schooling of —ed'u-ca'tor n.

education n. 1. the process of educating; teaching 2. knowledge, etc. thus developed 3. formal schooling.

本論の副題に引用した定義は上の"education"の定義の二番目の定義であることが分かる。

以上のような定義の推移には、当然イギリス社会の変転と大きな関わりがあると推測される。そのイギリスでの[庶民の]教育法は、徒弟法(1563年)、救貧法(1576年のWork House Schoolの制度)、工場法(1802年の「学んだ者しか働いてはいけない」の規定)を経て1861年に成立したようである^[21]。このイギリスの歴史は「働きつつ学んでいる若者の制度として教育法が成立した」とも言える。このような歴史により、"Education"概念が発展したと言えよう。

しかしわが国では、18年遅れて「教育令」が制定され、徒弟が法令化された「工場法施行令」は114年も遅れて公布されたように、"education"に関連する法令の発展と、わが国の「教育」に関連する法令の発展が遅れているだけではなく、逆方向になっていることがそれらの概念の異質性を成り立たせたと推測される。つまり、「立身出世」の「教育」観が臣民に根付いた後に徒弟制が公認されたことになるが、これでは徒弟制への敬意は生まれな

らう^[22]。

3.3. 他の辞典等における"education"の定義と変遷

WEBSTER以外の辞書ではどうだろうか。まず、『LUNDUM HOUSE DICTIONARY』は"Education"を次のように定義している。

1. 一般に成熟した生命のために知的に準備をしたり、あるいは推論と判断の力を開発(developing)したり、一般的な知識を与える行為やプロセス。
2. 商業や職業に関するように、特別の知識あるいは技術を与える行為やプロセス。
3. 学校教育の程度、レベルあるいは種類：大学教育
4. 指示、トレーニングあるいは学習によって生じた結果：人のeducationを示すこと。
5. 教えることの科学：教育学。

『Oxford Dictionary』は次のように定義している。

1. 児童ないし若年者、動物を養育または飼育する過程。
2. (若者を)「しつける」過程。人が「しつけられ」たやり方。社会的地位、身につけた生活態度や習慣の種類、目指された職業や雇用などに関連づけて用いられる。
3. 社会生活への準備のために若年者に対して行われる体系的な指導、学校教育または訓練。広義には、成人期に受ける同様の指導、訓練を含む。また、個人が受けた学校教育の全課程の意にも用いる。この場合、古典的(教育)、法律(教育)、医学(教育)、技術(教育)、商業(教育)、美術教育などのように、当該指導の主題の性質あるいはそれが指向した社会生活の種類を示す形容語を冠することが多い。
4. 単なる知識や技能の伝達と対照させて、或る能力の養成や伸長[development]、性格の形成の意味に用いる。知的、道徳的、身体的など限定的形容語を付することが多い。

また、ILO[国際労働機構]は次のように定義している^[23]。

限られた特定の活動分野に関連する知識や技能ではなく、あらゆる暮らし方に必要な知識、道徳的価値及び理解力を発達(developing)させることを意図した諸活動という。educationの目的は、若者及び成人が、自分たちの住む社会を動かしている伝統や思想、自分たち及び他の文化及び自然の法則に対する理解力を養い(to develop)学習、個人の発達(personal development)、創造力および意思疎通の基本となる言語的その他の技能を習得するのに不可欠な条件をととのえることである。

一方、ユネスコは「教育における差別を禁止する条約」において次のように簡単に規定している(1960年、12月

14 日採択, 第 1 条の 2.)

「教育」とは, あらゆる種類および段階の教育を指し, 教育の機会, 教育の水準と性質, および教育の与えられる条件を含む。

なお, 「あらゆる種類および段階の教育」とは ILO の「職業訓練に関する勧告」等であったように, 学校教育を含むものであった。

また, "educational dictionary" (マグローヒル) は次のように定義している。

- (1) 人がそれによって能力, 態度, そして彼が生活している社会において肯定的な価値を持つ他の諸形態の行動を発達させる(develops)諸過程の総体。
- (2) 人が社会的過程によって, 選択され統制された環境の影響[とりわけ学校のそれ]を受けることを余儀なくされ, それにより社会的諸能力と最善の個人的発達(development)を手に入れることが可能となるようなそのような社会的過程。
- (3) 通常は, 上級学校において教師の養成のために提供されるいわゆる「技術的」あるいはより特殊に分類された専門職的課程を表すのための一般的用語であり, 直接的には, educational 心理学, education の哲学と歴史, カリキュラム, 特殊なまた一般的な諸方法, 教授法, 経営, 管理, などなどが関連をさせられる。広義には, 教師の専門職としての成長をもたらす, それが制度的にせよ非制度的にせよ, 諸準備の統合された形態, 教師 education を見よ。
- (4) 各世代に, 過去の組織だてられた知識を利用できるようにする技術 (技芸)。

以上のように, 主要な英英辞典において"Education"は"developed"で定義されており, それは「能力開発」である, と言うことが出来る。

かつて, 1 年生に"Education"は能力開発だ, と紹介した講義で, “それで「体育」の意味が分かった”との感想があった。「体育」の英語が"Physical Education"だからであった。

3.4. 職業訓練の先駆性

ところで, 「職業能力開発促進法」の英語名は"Human resources development promotion Law"としているが, 「職業能力」を"Human resources"としていて, 妙である。

ただ, 上の命名の前には, 1969(昭和 44)年の(新)「職業訓練法」があった。同法は「生涯訓練制度」を名打って制定されたが, 同法の目的は「.....労働者の職業に必要な能力を開発し, 及び向上させるために職業訓練および技能検定をおこなう.....」としていた。この規定を筆者は「職業訓練行政の中では最高の傑作」^[24]と思っている。

4. "Education"を「能力開発」とすることにより明確になる英文

これまで, "Education"をわが国では「教育」としてきたことにより, 英文の本意を誤解してきたといえる。従って「教育」と訳してきた日本語は正しい文章になっていない可能性がある。例えば, 2.1 節で紹介した「世界人権宣言」の英文は「誰もが能力開発への権利を有する。」とすれば日本語としても意味が通じるのである。

そこで, "Education"を「教育」とする常識に代わり, "Education"を「能力開発」とすると原文の意義がより明確になることを紹介する。このことで特に重要な戦後のアメリカ統治下における英文を主に紹介する。

4.1. マッカーサー草案と政府訳の変化の意味

まず, 1946 年 2 月 10 日に民政局によって起草されたとされるマッカーサー草案は次のようであった^[25]。

マッカーサー草案の第 24 条の内容は, 現行「日本国憲法」の第 25 条から第 27 条までの内容に係る。本論が問題とするマッカーサー草案の教育に関する規定は次の文章のみである。

Free, universal and compulsory education shall be established.

ところで, アメリカの憲法には"Education"についての規定はない。「大日本帝国憲法」にもなかった。しかし, マッカーサー草案には上のように一行だけ"Education"について明記された。アメリカ憲法には"Education"に関する規定が無いことを考えると, マッカーサー草案に"Education"に関する条文を入れていたことは, GHQ の日本教育に対する極めて重要な判断であったことが予想される。つまり, わが国の戦前の教育への批判が強かったことを意味しているのではなからうか。

この, 日本の「教育」への批判のために"Education"を明記したことも GHQ の誤解だったといえよう。「教育」は"Education"ではないからである。しかし, このことに気付くことは GHQ 側には不可能であっただろう。

上の英文マッカーサー草案の政府の最初の翻訳は次のようであった。

無償かつ普遍的な強制教育の確立。

この訳は, マッカーサー草案を素直に訳しているが, 要は国民の権利に関することで, 政府が"Education"を整備すべしと言う政府の義務を規定していたと言える。

何よりも, 上のように"compulsory education"を「強制教育」と訳するのは流石に問題だと考えたか, 次の訳では「義務教育」と訂正したのである。

ここで"compulsory army"は周知のように徴兵制を意味するが, 「義務」と変えても上から与えるものの場合, その意味するところは同じだと分かる。「義務教育」は「強制教育」と本質は同じで有ることが分かる。上のような

マッカーサー草案の規定が全く変わり、今日の「日本国憲法」第26条のようにになっていることになる。

しかし、"Education"を「能力開発」とすれば、マッカーサー草案は「無償で、かつ普遍的な[国民の]能力開発を[政府は]整備すべし。」と訳され、何も問題は無かった事が分かる。

GHQ側は、「教育」は"Education"であると信じていたはずであり、その後に出された憲法改正の政府案を歓迎した。しかし、それは「教育を受ける権利」にではなく、第9条に「戦争の放棄」が規定されていたからであることは周知の通りである。

4.2. GHQ シェイ担当官の"Education"の目的論

極めて重要なのは1946年12月5日の大学担当官フリリップ・ウェンデル・シェイの「覚書・教育基本法草案に関する任意の論評」では「次のように配列すべきであると信じている。」と極めて強い調子で論評を加えている。特に「第1条改定案」の「教育の目的」としてはA, B二つの案を示しているが、そのA案は次のように記されている^[26]。

Education aims to impart that culture of the mind, the will and the emotions, which, whilst adapting a man for the exercise of a particular calling, disposes him to achieve an excellent (or satisfactory, well adapted, or good) personal and social life within the framework of that calling.

(Educationは、人間を特別な職業の訓練に適合させながら、その職業の枠内で優れた(申し分のない、よく適合した、あるいは良い)個人的、社会的生活を達成させ易くする精神、意志、感情について修養を分かち与えることを目的とする。)

上の「A案」は職業の用語として"calling"を用いている。その職業は社会生活のためのものとしており、これらのことから"Education"は「能力開発」であるとの定義を導くことが妥当だと言える。

また、重要な点は「教育基本法」の第7条のGHQの訳にある。それは「社会教育」の第7条第一項の「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」を削除し、その他の条文のみを翻訳して本国へ送っていることである。しかし、この背景は単純ではない。なぜなら、GHQも2回のAMENDMENTを提起していて、そこでは第7条も訳して示しているからである。そこにはGHQの日本への遠慮があったのではないかと推測される^[27]。

4.3. 「労働課便覧」における"Training"と"Education"の関連

労働省もGHQと職業訓練に関して折衝していた。GHQは日本政府と折衝するためにGHQ内部の統一見解として纏めた"Labor Division Manual"「労働課便覧」を作成していた。

当時は、公共は職業補導であり、事業内は技能者養成

で、未だ「職業訓練」の言葉はわが国では利用されていなかった時である。当然、アメリカでは職業補導はなく、技能者養成は"Apprenticeship"であった。その中に職業訓練の目的を次のように記した文があった^[28]。

「職業訓練プログラムを開始するもう一つの同じく重要な理由は、働く権利、能力に応じた教育を受ける権利、職業を選択する権利など、憲法に定められた民主的概念の一部に命を吹き込むことであった。」

"vocational training"と"education"との密接な関係を整理しているというだけでなく、上の"Education"は「能力開発」と考えれば極めて納得出来ると言えよう。

4.4. SDGsの"Education"内容

最近、世界的な問題となっているSDGsをみてみよう。"Education"の意味は、まさに職業訓練の目的であり、一貫して追及してきた課題であることが分かる。例えば、目標4「質の高い教育をみんなに」の下位目標にある「働きがいのある職業につながる技術を身につける機会を得ること」は、誰もが領くように正に職業訓練の課題であった。その外務省訳とその原文を次に見てみよう^[29]。

4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。

By 2030, ensure equal access for all women and men to affordable and quality technical, vocational and tertiary education, including university

4.3.1 過去12か月に学校教育や学校教育以外の教育に参加している若者又は成人の割合[性別ごと]

Participation rate of youth and adults in formal and non-formal education and training in the previous 12 months, by sex

4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

By 2030, substantially increase the number of youth and adults who have relevant skills, including technical and vocational skills, for employment, decent jobs and entrepreneurship

4.4.1 ICTスキルを有する若者や成人の割合(スキルのタイプ別)

Proportion of youth and adults with information and communications technology (ICT) skills, by type of skill

4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

By 2030, eliminate gender disparities in education and ensure equal access to all levels of education and vocational training for the vulnerable, including persons with disabilities, indigenous peoples and children in vulnerable situations

4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持

持続可能なライフスタイル, 人権, 男女の平等, 平和及び非暴力的文化の推進, グローバル・シチズンシップ, 文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して, 全ての学習者が, 持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

By 2030, ensure that all learners acquire the knowledge and skills needed to promote sustainable development, including, among others, through education for sustainable development and sustainable lifestyles, human rights, gender equality, promotion of a culture of peace and non-violence, global citizenship and appreciation of cultural diversity and of culture's contribution to sustainable development

上の他, 4.b にも途上国における"vocational training"に関して規定されている。

上の目標の「教育」の原語である"Education"の概念は教育よりも"developing the powers"(能力開発)の意味で訳すと, 外務省の訳よりも極めて納得できると言える。

5. 「教育」の英語は何か?

それでは, 「教育」の適切な英語は何か, ということになる。このことに関し, クライン孝子氏の紹介によると, 子弟を日本に留学させたあるドイツ人は「日本には, ……人間の行動をマニュアル化することが教育だと思込んでいる人が多いらしく, 人間機械の大量生産に励んでいる」と述べたそうだ^[30]。

ドイツ人だけでなく, 日本の教育学者であり, 実践家でもあった和光学園の丸木政民氏は「文部省も教育委員会も, 学校も多くの教師たちも, 『学力を豊にする』というタテマエで, …『精巧なロボットづくり』に精を出している…」と述べていた^[31]。

周知のように, ロボットに仕事を覚えさせるためにプログラムを注入することは「ティーチング」である。人間機械はロボットであり, ドイツ人の見方によれば, 日本の学校ではロボットを製造しているということになる。クライン氏・丸木氏の解説と工学者のネーミングは奇しくも一致していると言える。

それでは, "Production"の定義を WEBSTER のポケットブック版でみると, 次のようになっている^[32]。

Produce vt. 1 to bring to view; show /to produce identification/ 2 to bring forth; bear 3 to make or manufacture 4 to cause 5 to get [a play, etc.] ready for presentation —vi. to yield something —n. something produced; esp., fruit and vegetables

Production n. a producing or something produced

ここで, "bring up"は"Education"を"develop"で説明する以前の定義に用いていた言葉であったことを想起すると納得できる。その当時の"Education"は単に「上にあげること」だったり, 動物の「餌付け」という意味で使われ

ていた, という^[33]。

ちなみに, 『日本国語大辞典』は「プロダクション」の定義の3番目に「事業や計画を遂行するために, 特に人材を集めた集合体。また, そのために設立した企業」としており, 「人材育成の組織」という意味でもわが国の学校を表していることに違和感が生じない。

このように, クライン女史と丸木氏の論を説明する「教育」の適訳は"Production"であると言える^[34]。

6. おわりに

以上のように, "Education"は「能力開発」と言えるが, 今日でも日本人が編集した英和辞典, 和英辞典では"Education"と「教育」とを相互に筆頭において同定している。このような矛盾が訂正されないのは, 永年に亘り総ての日本人が上の事実を誤解させられてきたために, 誰もその誤解に気づかずにいるので修正の提案が出ないためと推測される。

「教育」を信じ, 「教育を受ける権利」を信奉していることは, 人権でないことを人権だと誤解していることであり, そして人の自立のために最重要な働くことを看過する問題がある^[35]。

ここで, 三好信浩が「これだけの新しい論理に基づいて推進されている公共職業訓練ではあるが, その現実は期待されたほどの成果につながっていないことが惜まれる。」と述べていることに対し, 職業訓練関係者は日々の実践をどのように捉えるかが問われているのかも知れない。

Key words: Yukichi FUKUZAWA, Dictionary of Webster, MacArthur's Draft, Shay's Memorandum, the Universal Declaration of Human Rights, Lifelong Education, Recht auf Bildung.

謝辞 本稿は2023年8月19日に日本職業教育学会関東地区部会(エルゴナジー研究会)で行った報告に加筆訂正したものである。ご意見をくださった各位にお礼を申し上げる。

注

- [1] 田中萬年「"Education"は『教育』ではない」、『技能と技術』6号, 1999年。
- [2] 村瀬勉・田中萬年「『教育』と『Education』との出会い—16~19世紀の外国語辞書の変遷より—」、『職業能力開発総合大学校紀要B』第30号B, 2001年。
- [3] 大田堯『大田堯自撰集1』, 藤原書店, 2013年。
- [4] 鶴見俊輔『教育再定義への試み』, 岩波書店, 1999年。
- [5] ただ, 拙論に賛同し, 論を展開されている次の著作が出版されている。・成田喜一郎『物語「教育」誤訳のままで大丈夫! ?—Educationのリハビリ, あなたと試みる—』, キーステージ21, 2023年。・三好信浩『教育観の転換—よき仕事人を育てる—』, 風間書房, 2023年。

- [6] 平田論治『教育勅語国際関係史の研究』, 風間書房, 1997年.
- [7] "Japan Weekly Mail"[明治39年10月27日]. タイトルは菊池の案のままに記しているが, 本文中には"Education"を用いず, 菊池とは異なった翻訳で紹介している.
- [8] 例えば, 良く利用される研究社の『新英和大辞典』と『新和英大辞典』を上げることができる.
- [9] 田中萬年「"Education"は『教育』に非ず! - Everyone has the right to Education の訳は? -」, 語彙・辞書研究会第63回研究発表会資料集, 2023.
<http://noukai.stars.ne.jp/img/gj63EDnoKyouiku.pdf>
- [10] 田中萬年『働くための学習』, 学文社, 2007年.
- [11] 柳父章『翻訳とはなにか』, 法政大学出版局, 2003年.
- [12] 田中萬年, 前掲書10.
- [13] 田中萬年「生涯学習-誰がその主役なのか?」, 大阪市『都市問題研究』, 2003年11月号.
- [14] 田中萬年「文部省の意味と変質-「文」に着目して-」, 『職業能力開発総合大学校紀要』第34号B, 2005年.
- [15] "ARINORI MORI "EDUCATION IN JAPAN", D.APPLETOX AND COMPANY, 1873.
- [16] 中国広学会『文学興国策両巻』, 1896年.
- [17] 福沢諭吉「文明教育論[明治22年]」: 山住正巳編『福沢諭吉教育論集』, 岩波文庫, 1991年.
- [18] 田中萬年『教育と学校をめぐる三大誤解』, 学文社, 2006年.
- [19] 菅原光穂「ウェブスター辞典の系譜」, 『岐阜大学教養部研究報告』第24号, 1998年10月.
- [20] "Webster's New World Dictionary"[pocket books]1995.
- [21] 佐々木輝雄『技術教育の成立-イギリスを中心に-』, 多摩出版, 昭和62年.
- [22] わが国の教科書では, 徒弟制について紹介していないか, 紹介していても封建的だという批判しかないが, イギリスでは「親方は apprentices と呼ばれているすべての新しい新人に熟練の"art と秘法"を訓練した。」との解説もある. 田中萬年「徒弟制度再考-修業の意義と日本の教育観による忌避-」, 明治大学『経営論集』第66巻第1号, 2019年.
- [23] ILO [CIRF] [職業訓練情報誌].
なお, 1974年6月24日に総会で採択された「有給教育休暇に関する条約」"Convention concerning Paid Educational Leave"[140号]は次のように規定している.「教育」を「能力開発」とすると分かり易い.
第1条 この条約において, 「有給教育休暇」とは, 労働時間中の特定の期間, 教育上の目的で労働者に与えられる休暇であって, 十分な財政上の諸権利を伴うものをいう.
第2条 各加盟国は, 国内の条件および慣行に適合する方法によって, かつ必要な場合には段階的に次の目的のための有給教育休暇の付与を促進するための政策を策定し, および適用するものとする. (以下略)
- [24] 田中萬年「混迷の戦後職業訓練法制-労働権に達着しない-」, 龍谷大学『龍谷法学』第51巻第3号, 2019年2月.
- [25] 国会図書館ウェブ「日本国憲法の誕生」.
- [26] 鈴木英一・平原春好編『資料 教育基本法50年史』, 勁草書房, 1998年.
- [27] 田中萬年『『教育基本法』の『勤労の場所における教育』をめぐる教育観-わが国における職業訓練観に関連して-』, 『職業能力開発大学校紀要第28巻B』, 1999年3月. ちなみに, このGHQの行為については, 当時, 冷戦が進んでいる中で, 「社会教育」の英語である "Social Education" はアメリカで使われていず, "Socialism Education" と誤解されると考えたのではないかと, アメリカの M.エバース博士が示唆してくれた.
- [28] 谷口雄治訳, 佐々木輝雄原案・田中萬年編『戦後職業訓練関係資料集』(上), 職業能力開発総合大学校基盤整備センター(近刊)所収. 因みに, 「もう一つの理由」とは主要な役割である求職者の再就職訓練のことである.
- [29] 外務省「JAPZN SDGs Action Platform」訳も, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>
- [30] クライン孝子『もどかしい親と歯がゆい若者の国・日本』, 祥伝社, 1998年.
- [31] 丸木政臣『ひと』, 太郎次郎社, 1993年1・2月合併号.
- [32] WEBSTER 前掲書[20].
- [33] 森重雄『モダンのアンスタンス-教育のアルケオロジー-』, ハーベスト社, 1993年.
- [34] 田中萬年「非教育の論理」, 元木健・田中萬年編著『非「教育」の論理-「働くための学習」の課題-』, 明石書店, 2009年.
- [35] 田中萬年『奇妙な日本語「教育を受ける権利」-誕生・信奉と問題-』, V2新書, 2020年.

[原稿受付 2023/09/07]

*田中 萬年 博士[学術]
職業能力開発総合大学校名誉教授, 〒187-0035 東京都小平市小川西町 2-32-1
Kazutoshi TANAKA, Professor Emeritus at The Polytechnic University of Japan, 2-32-1 Ogawa-Nishi-Machi, Kodaira, Tokyo 187-0035.
Email: tanaka1mannen@yahoo.co.jp